平成２２年（フ）第７２２８号
東京都北区赤羽北３丁目18―58―306
債務者　高林　知子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２３４号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町897―１―101
債務者　下長根雅男
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２３６号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉２丁目12―３―401
債務者　畠山　法子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２４２号
東京都荒川区東日暮里２丁目13―５―601
債務者　瀬下　雄輔
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２４３号
東京都世田谷区八幡山３丁目12―11―102
債務者　佐々木康予
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２４６号
東京都江戸川区松江７丁目26―１―106
債務者　大内　栄治
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２４７号
神奈川県川崎市多摩区菅仙谷２丁目１―11
債務者　岡田　真介
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２４８号
神奈川県平塚市長持396―１　サンデンⅣ105
債務者　浅見　和男
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２４９号
東京都町田市中町２丁目７―14―102
債務者　黒須　正雄
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２５０号
神奈川県川崎市多摩区登戸新町245―102
債務者　松村　勝則
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２５１号
神奈川県川崎市多摩区登戸新町245―102
債務者　松村柳姫こと　李　　柳姫
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２５７号
東京都豊島区千川１丁目４―５―Ⅲ―201
債務者　坂本　勝利
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２６４号
東京都練馬区石神井町２丁目33―11―202
債務者　土屋　弘和
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２７０号
東京都世田谷区桜丘２―13―11―201、住民票上の住所東京都杉並区下高井戸４丁目28―９
債務者　塩原　雅健
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２７１号
東京都世田谷区桜丘２―13―11―201、住民票上の住所東京都大田区大森東２丁目26―23
債務者　持永　そよ
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２７２号
東京都渋谷区東２丁目25―36―707
債務者　小林　未来
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部